

平成21年 3月23日

午後 2 時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 堀 岡 敏 喜 | 2 番 | 炭 竈 ふく代 |
| 3 番 | 山 口 敏 子 | 4 番 | 小坂井 実   |
| 5 番 | 佐 藤 高 清 | 6 番 | 佐 藤 博   |
| 7 番 | 武 田 正 樹 | 8 番 | 立 松 新 治 |
| 9 番 | 山 本 芳 照 | 10番 | 杉 浦 敏   |
| 11番 | 安 井 光 子 | 12番 | 三 宮 十五郎 |
| 13番 | 渡 邊 昶   | 14番 | 伊 藤 正 信 |
| 15番 | 三 浦 義 美 | 16番 | 中 山 金 一 |
| 17番 | 黒 宮 喜四美 | 18番 | 大 原 功   |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |       |     |         |
|-----|-------|-----|---------|
| 4 番 | 小坂井 実 | 5 番 | 佐 藤 高 清 |
|-----|-------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

|                              |         |                          |         |
|------------------------------|---------|--------------------------|---------|
| 市 長                          | 服 部 彰 文 | 副 市 長                    | 加 藤 恒 夫 |
| 教 育 長                        | 大 木 博 雄 | 総 務 部 長                  | 下 里 博 昭 |
| 民 生 部 長 兼<br>福 祉 事 務 所 長     | 平 野 雄 二 | 開 発 部 長                  | 早 川 誠   |
| 十 四 山 支 所 長                  | 横 井 昌 明 | 会 計 管 理 者 長<br>兼 会 計 課 長 | 村 上 勝 美 |
| 総 務 部 次 長<br>兼 税 務 課 長       | 若 山 孝 司 | 民 生 部 次 長<br>兼 環 境 課 長   | 久 野 一 美 |
| 開 発 部 次 長<br>兼 都 市 計 画 課 長   | 伊 藤 敏 之 | 教 育 部 次 長                | 高 橋 忠   |
| 監 査 委 員<br>事 務 局 長           | 加 藤 重 幸 | 総 務 課 長                  | 佐 藤 勝 義 |
| 人 事 秘 書 課 長                  | 村 瀬 美 樹 | 企 画 政 策 課 長              | 伊 藤 邦 夫 |
| 防 災 安 全 課 長                  | 服 部 正 治 | 市 民 課 長                  | 山 田 進   |
| 保 険 年 金 課 長                  | 佐 野 隆   | 健 康 推 進 課 長              | 渡 辺 安 彦 |
| 福 祉 課 長                      | 前 野 幸 代 | 介 護 高 齡 課 長              | 佐 野 隆   |
| 児 童 課 長                      | 山 田 英 夫 | 総 合 福 祉 セ ン タ ー<br>所 長   | 伊 藤 薫   |
| 十 四 山 総 合 福 祉<br>セ ン タ ー 所 長 | 鯖 戸 善 弘 | 農 政 課 長                  | 石 川 敏 彦 |

|        |      |      |      |
|--------|------|------|------|
| 商工労政課長 | 服部保巳 | 土木課長 | 三輪眞士 |
| 下水道課長  | 橋村正則 | 教育課長 | 服部忠昭 |
| 社会教育課長 | 水野進  | 図書館長 | 伊藤秀泰 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 佐藤忠  | 書記 | 柴田寿文 |
| 書記     | 岩田繁樹 |    |      |

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 海部地区水防事務組合議会議員の選挙について
- 日程第3 海部地区休日診療所組合議会議員の選挙について
- 日程第4 海部南部広域事務組合議会議員の選挙について
- 日程第5 議案第1号 平成21年度弥富市一般会計予算
- 日程第6 議案第2号 平成21年度弥富市国民健康保険特別会計予算
- 日程第7 議案第3号 平成21年度弥富市老人保健特別会計予算
- 日程第8 議案第4号 平成21年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第9 議案第5号 平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第10 議案第6号 平成21年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第11 議案第7号 平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第12 議案第8号 平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第13 議案第9号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第14 議案第10号 弥富市行政財産目的外使用料条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 弥富市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 弥富市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第13号 弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第18 議案第14号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第19 議案第15号 弥富市男女共同参画推進条例の制定について
- 日程第20 議案第16号 弥富市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第17号 弥富市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第18号 弥富市児童厚生施設条例の一部改正について
- 日程第23 議案第19号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

- 日程第24 議案第20号 弥富市子育て支援センター条例の一部改正について
- 日程第25 議案第21号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第26 議案第22号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第27 議案第23号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第28 議案第24号 弥富市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 日程第29 議案第25号 弥富市運動広場条例の一部改正について
- 日程第30 議案第26号 弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について
- 日程第31 議案第27号 弥富市汚水処理施設条例の一部改正について
- 日程第32 議案第28号 弥富市下水道条例の制定について
- 日程第33 議案第29号 海部南部水道企業団規約の変更について
- 日程第34 議案第30号 市道の廃止について
- 日程第35 議案第31号 市道の認定について
- 日程第36 議案第32号 平成20年度弥富市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第37 議案第33号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第38 議案第34号 平成20年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第39 議案第35号 平成20年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第2号）
- 日程第40 議案第36号 平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第41 議案第37号 平成20年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第42 議案第38号 平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第43 議案第39号 平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第44 議案第41号 平成20年度弥富市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第45 同意第1号 副市長の選任について
- 日程第46 同意第2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第47 閉会中の継続審査について

~~~~~  
午後2時00分 開議

議長（黒宮喜四美君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、小坂井実議員と佐藤高清議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 海部地区水防事務組合議会議員の選挙について

議長（黒宮喜四美君） 日程第2、海部地区水防事務組合議会議員の選挙を行います。  
お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部地区水防事務組合議会議員に、三浦義美議員、小坂井実議員、佐藤清人さんを指名します。

お諮りします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が海部地区水防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された三浦義美議員、小坂井実議員は議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

また、佐藤清人さんには文書をもって通知します。

~~~~~  
日程第3 海部地区休日診療所組合議会議員の選挙について

議長（黒宮喜四美君） 日程第3、海部地区休日診療所組合議会議員の選挙を行います。  
お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部地区休日診療所組合議会議員に、安井光子議員、渡邊昶議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が海部地区休日診療所組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

~~~~~

日程第4 海部南部広域事務組合議会議員の選挙について

議長（黒宮喜四美君） 日程第4、海部南部広域事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部南部広域事務組合議会議員に、安井光子議員、山本芳照議員、武田正樹議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が海部南部広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

~~~~~

- 日程第5 議案第1号 平成21年度弥富市一般会計予算
- 日程第6 議案第2号 平成21年度弥富市国民健康保険特別会計予算
- 日程第7 議案第3号 平成21年度弥富市老人保健特別会計予算
- 日程第8 議案第4号 平成21年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第9 議案第5号 平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第10 議案第6号 平成21年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第11 議案第7号 平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第12 議案第8号 平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第13 議案第9号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第14 議案第10号 弥富市行政財産目的外使用料条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 弥富市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 弥富市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第13号 弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第18 議案第14号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第19 議案第15号 弥富市男女共同参画推進条例の制定について
- 日程第20 議案第16号 弥富市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第17号 弥富市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第18号 弥富市児童厚生施設条例の一部改正について
- 日程第23 議案第19号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

- 日程第24 議案第20号 弥富市子育て支援センター条例の一部改正について
- 日程第25 議案第21号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第26 議案第22号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第27 議案第23号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第28 議案第24号 弥富市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 日程第29 議案第25号 弥富市運動広場条例の一部改正について
- 日程第30 議案第26号 弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について
- 日程第31 議案第27号 弥富市汚水処理施設条例の一部改正について
- 日程第32 議案第28号 弥富市下水道条例の制定について
- 日程第33 議案第29号 海部南部水道企業団規約の変更について
- 日程第34 議案第30号 市道の廃止について
- 日程第35 議案第31号 市道の認定について
- 日程第36 議案第32号 平成20年度弥富市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第37 議案第33号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第38 議案第34号 平成20年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第39 議案第35号 平成20年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第2号）
- 日程第40 議案第36号 平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第41 議案第37号 平成20年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第42 議案第38号 平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第43 議案第39号 平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第44 議案第41号 平成20年度弥富市一般会計補正予算（第9号）

議長（黒宮喜四美君） この際、日程第5、議案第1号から日程第44、議案第41号まで、以上40件を一括議題とします。

本案40件に関し、審査経過の報告を、まず総務委員長、お願いします。

総務委員長（立松新治君） 8番 立松新治。総務委員会に付託されました案件は、議案第1号平成21年度弥富市一般会計予算についてほか11件であります。

本委員会は、去る3月18日に開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第1号平成21年度弥富市一般会計予算のうち当委員会所管に係る予算及び議案第4号平成21年度弥富市土地取得特別会計予算について、一括で審査をいたしました。

質疑として、巡回バスの見直しに伴う公共交通活性化方策調査業務委託料や、常勤的再雇用、嘱託職員の雇用についてなどの質疑がありました。また、討論としては、防犯灯の維持管理について、各地区の適切な管理の要望とともに賛成討論があり、2件を一括で採決の結

果、全会一致で原案を了承いたしました。

次に、議案第9号弥富市個人情報保護条例の一部改正について、議案第10号弥富市行政財産目的外使用料条例の制定について、議案第11号弥富市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の制定について、議案第12号弥富市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について、議案第13号弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について、議案第14号愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第15号弥富市男女共同参画推進条例の制定について、以上7件を一括審査いたしました。

質疑としては、男女共同参画審議会の委員の委嘱についてなど質疑があり、7件を一括で採決の結果、全会一致で原案を了承しました。

次に、議案第32号平成20年度弥富市一般会計補正予算（第7号）のうち当委員会所管に係る予算及び議案第35号平成20年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第2号）、議案第41号平成20年度弥富市一般会計補正予算（第9号）のうち当委員会所管に係る予算について、3件を一括で審査をいたしました。

一般会計補正予算（第7号）は、主に年度末において予算執行後の過不足を調整するものであり、一般会計補正予算（第9号）は、定額給付金の事業費6億6,800万円を補正するもので、質疑もなく、3件を一括採決の結果、全会一致で原案を了承いたしました。

以上、総務委員会より報告を申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） 御苦労さまでした。

次に建設経済委員長、お願いします。

建設経済委員長（中山金一君） 中山です。建設経済委員会の結果を御報告いたします。

建設経済委員会に付託されました案件は、議案第1号平成21年度弥富市一般会計予算、議案第5号平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算、議案第7号平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計予算、議案第26号弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について、議案第27号弥富市污水处理施設条例の一部改正について、議案第28号弥富市下水道条例の制定について、議案第29号海部南部水道企業団規約の変更について、議案第30号市道の廃止について、議案第31号市道の認定について、議案第32号平成20年度弥富市一般会計補正予算（第7号）、議案第36号平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、議案第38号平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、以上12議案でございます。

本委員会は、去る3月13日、市長、副市長を初め関係部課長出席のもと、欠席委員1名、委員外3名の出席のもとに開催し、審査を実施しましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

議案第1号平成21年度弥富市一般会計予算の主な事業は、6款農林水産業費のうち農業振



興費では、19節負担金、補助及び交付金 1 億3,825万3,100円のうちその主なものは、米の転作に関連し、市単独助成事業によります生産調整対策事業費補助金1,620万円、生産調整推進対策事業集団化補助金2,380万円でございます。

農地費につきましては、15節工事請負費 1 億2,400万円、排水路改修工事の施工による農業生産基盤の整備を図るものであります。

同じく農地費のうち、19節負担金、補助及び交付金 3 億3,656万1,000円のうち9,700万円ですが、これは愛知県が施工した鍋田 2 期地区及び神場排水機場の建設工事に伴います事業負担金でございます。

また、土地改良補助金といたしまして7,311万円、これは各土地改良区が実施した排水路の整備事業等に関し補助金を交付し、農業者の負担軽減を図るものでございます。

7 款商工費のうち商工振興費では、19節負担金、補助及び交付金 3 億1,876万円のうち主なものは、企業立地指定企業交付奨励金 2 億8,330万9,000円であり、イケヤ、川崎重工等の指定区域内において進出された企業に対する交付奨励金とのことであります。

8 款土木費、道路橋梁費では、道路新設改良費のうち道路改良工事 2 億4,000万円、これは中央幹線 3 号及び芝井30号線等、道路改良工事費であるとともに、土地購入費 2 億390万円、物件移転補償金9,460万円は、中央幹線 3 号を初めとする用地取得費及びそれに伴います物件移転補償金とのことであります。

都市計画費については、1 目都市計画総務費、19節負担金、補助及び交付金1億3,819万円、近鉄弥富駅エレベーター等設置事業負担金、5 目公園費、平島中区画整理区内において防災機能を有したひので公園整備工事費 1 億2,380万円が主なものであります。

議案第 5 号平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、予算総額 4 億8,900万円であり、十四山東部地区農業集落排水事業実施に伴うものでございます。

2 目建設費のうち工事請負費 2 億2,000万円は、十四山東部地区におけます管渠布設工事であり、3 目施設管理費 1 億2,399万円は、農業集落排水処理場 6 施設等の処理施設等管理委託及び処理施設維持補修工事が主なものであります。

次に、議案第 7 号平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計予算でございますが、総額10 億6,700万円であり、1 目総務管理費の19節負担金、補助及び交付金の主なものは、下水道使用料システム導入負担金1,470万円、これは下水道等使用料の徴収事務を海部南部水道企業団の共同処理事務に新たに加えるためのシステム改修を愛西市とともに負担するものであります。

また、2 目建設費におきまして、15節工事請負費 7 億7,000万円は、公共下水道及び特定環境保全公共下水道の管渠の布設工事であります。なお、19節負担金、補助及び交付金 1 億1,636万円は、県が実施します流域下水道事業の建設に伴います本市の建設負担分でありま

す。

以上のように、3議案の説明を受け、審査をしました結果、3議案とも全員一致で原案を了承しました。

次に、議案第26号弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正につきましては、本年9月30日で効力が失効することに伴い、引き続き5年間期間延長することにより優良企業の誘致促進、雇用の促進及び財政の確保を図ることなどの説明があり、審査しました結果、全員一致で原案を了承しました。

議案第27号弥富市污水处理施設条例の一部改正について、この件につきましては、平成20年度をもって工事完了します十四山西部処理場に位置及び污水处理区域を新たに加えるものであり、審査の結果、全員一致で原案を了承しました。

次に、議案第28号弥富市下水道条例の制定につきまして、この条例は平成22年度初頭に供用開始されます公共下水道の使用に当たり、使用者の接続経費負担の軽減及び早期接続推進のため、負担金徴収をしないことを前提としまして、また総務省通達による下水道事業の健全運営を図るため、使用料を1立方メートル当たり157.5円とすることなどの説明があり、審査の結果、全員一致で原案を了承しました。

次に、議案第29号海部南部水道企業団規約の変更についての件でございます。海部南部水道企業団の共同処理する事務に新たに公共下水道等の使用料計算及び徴収に関する事務を加えるものであり、弥富市分の対応につきましては、公共下水道事業区域、農業集落排水事業区域、コミュニティ・プラント整備事業区域について、使用料徴収事務を実施していただくことに関し、企業団規約の一部を改正する説明があり、審査の結果、全員一致で原案を了承しました。

次に、議案第30号市道廃止の件、議案第31号市道認定の件についての2件を一括審査いたしました。その件につきましては、平島中区画整理事業に伴う市道の起終点の変更と開発事業に伴う市道認定等であることの説明を受け、審査の結果、全員一致で原案を了承しました。

議案第32号平成20年度弥富市一般会計補正予算（第7号）、議案第36号平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、議案第38号平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の3件を一括審査しました。この3件につきましては、いずれも平成20年度予算の執行に関し、最終精査による補正であるとの説明を受け、審査の結果、全員一致で原案を了承しました。

以上で、建設経済委員会におきます審査結果報告とさせていただきます。

議長（黒宮喜四美君） 御苦労さまでした。

次に厚生文教委員長、お願いします。

厚生文教委員長（山本芳照君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第1号平成

21年度弥富市一般会計予算を初め21議案であります。

本委員会は、去る3月16日午前10時より開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

厚生文教委員会の中の教育部に関することにつきまして、初めに御報告をさせていただきます。

学校教育関係での主なものは、平成21年度より新規事業として、心理的、環境的、その他の要因により登校したくてもできない状態にある児童・生徒に対し、集団生活への適応能力の向上を図り、学校復帰へ向けた支援をするため、学校生活適応指導支援室、(仮称)アクティブの開設に必要な経費として285万を、また6小学校の学校給食調理業務委託料5,240万円、3中学校の学校給食調理業務委託料3,120万円の、全体で九つの小・中学校の学校給食調理業務委託料8,360万円の予算計上を、社会教育関係での主なものは、南部コミュニティセンター屋根防水改修工事、白鳥コミュニティセンター施設整備等工事として900万円を、歴史民俗資料館では13節委託料で、映像制作委託料450万円と森津の藤等管理委託料315万円及び鍋田招魂社、忠魂社跡灯笼囲い工事費120万円を、社会教育関係での主なものは、社会教育施設整備等改修工事費3,276万円を計上されたことの説明がありました。

意見・質疑等は、学校調理業務委託について、食育問題、地産地消問題を今後どのように推進していただくのか、また2中学校での図書購入費の中で、国の基準以下とのことですが、本年度の予算にどのように反映されていますか等、市民サービスの土台であります図書館に司書免許のある職員の配置を考えていただきたい旨の意見等あり、質疑があり、審査の結果、全会一致をもって原案のとおり了承いたしました。

条例議案第25号弥富市運動広場条例の一部改正の件1件を審査した結果、全会一致をもって原案のとおり了承しました。

議案第32号平成20年度弥富市一般会計補正予算(第7号)のうち教育関係に関する付託事項につきましては、小・中学校の耐震補強工事関連などであり、審査した結果、全会一致をもって原案のとおり了承しました。以上が教育関係です。

厚生に係る関係であります。

まず、議案第1号平成21年度弥富市一般会計予算から議案第8号平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算まで5議案について、それぞれ審査をいたしました。

議案第1号平成21年度弥富市一般会計予算の主なものは、弥富市福祉協議会への管理を委託しております福祉授産所指定管理料2,245万5,000円、週1回から週2回実施する移動入浴事業委託料281万円、法定外による国民健康保険特別会計繰出金2億1,000万、平成22年度から26年度の5年間の次世代育成支援地域行動計画策定業務委託料200万、市外の保育所に通所している保育所運営費委託料1億1,000万、弥生保育所用地購入4,179平米、9,200万円、

中学3年生までの医療費助成の子供医療助成費2億3,000万、週5回までの給食サービス事業委託料1,000万、シルバー人材センター運営費補助金1,250万円、6児童館、8児童クラブ、2子育て支援センターの運営管理費1億6,081万6,000円、いこいの里老人福祉センター、十四山福祉センターの運営管理費1億438万2,000円、5回から14回に拡大による妊婦健康診査委託料と県内の医療機関利用の方の妊婦健康診査費補助金、合わせて3,930万円など。議案第2号平成21年度弥富市国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ39億1,900万。議案第3号平成21年度弥富市老人保健特別会計予算は、平成20年度から後期高齢者医療制度に移行したため、移行前の請求漏れの医療費を支払うための費用5,600万。議案第6号平成21年度弥富市介護保険特別会計予算は、保険事業勘定18億7,050万円、弥富市直営のデーサービス事業費等の3,387万円、合計19億437万円。議案第8号平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算は、平成20年度から特別会計を創設したものであり、歳出の主なものは、広域連合納付金3億1,166万円、以上5議案をそれぞれ採決の結果、全会一致で原案を了承いたしました。

次に、議案第16号弥富市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正は、地方自治法の一部改正に伴い、条例整備をするものであります。議案第17号弥富市福祉事務所設置条例の一部改正は、社会福祉法第16条の規定により、福祉事務所の所員の定員を定めるものであります。議案第18号弥富市児童厚生施設条例の一部改正は、東部児童館を設置するものであります。議案第19号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正は、桜西児童クラブを設置するものであります。議案第20号弥富市子育て支援センター条例の一部改正は、東部子育て支援センターを設置するものであります。議案第21号弥富市遺児手当支給条例の一部改正は、児童福祉法の一部改正に伴い、条文整備をするものであります。議案第22号弥富市国民健康保険条例の一部改正は、児童福祉法の一部改正に伴い、被保険者としめない者を定めるものであります。以上7議案を一括採決の結果、全会一致で原案を了承いたしました。

次に、議案第23号弥富市介護保険条例の一部改正は、平成21年度から平成23年度までの介護保険料基準額1ヵ月当たり3,450円(年額4万1,000円)に定めるものであります。議案第24号弥富市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定は、国庫負担による介護従事者処遇改善臨時特例交付金を平成20年度に基金として造成するため、必要な条例を制定するものであります。議案第25号弥富市運動広場条例の一部改正は、上野グラウンド及び境港多目的グラウンドを設置するものであります。以上3議案をそれぞれ採決の結果、全会一致で原案を了承いたしました。

次に、議案第32号平成20年度弥富市一般会計補正予算(第7号)、議案第33号平成20年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、議案第34号平成20年度弥富市老人保健特別会計補正予算(第2号)、議案第37号平成20年度弥富市介護保険特別会計補正予算(第4

号)、議案第39号平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議案第41号平成20年度弥富市一般会計補正予算(第9号)は、主に不用額の調整と子育て応援特別手当等であります。以上6議案を一括採決の結果、全会一致で原案を了承いたしました。

以上、御報告を申し上げます。

議長(黒宮喜四美君) 御苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長(黒宮喜四美君) 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方、ありませんか。

まず杉浦敏議員、お願いします。

10番(杉浦 敏君) 反対討論をいたします。

議案第26号弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について、この条例の指定を受ける企業の条件として、一団となる土地の面積が3,000平方メートル以上というものがあります。この条件からしても、一定規模以上の大企業しか進出ができず、またそもそも進出してくる企業は港湾地域という立地条件からここを選択しているわけでありまして、5年間にわたる固定資産税の減免は、行き過ぎた大企業優遇措置ではないかと考えます。一般の中小企業では、全くこういった恩恵が受けられません。中小企業施策とのバランスを考えた上でも、市の行う事業として今以上の延長はすべきでないと判断をし、反対いたします。

次に、議案第28号弥富市下水道条例の制定について、反対討論をいたします。

今回の弥富市下水道条例は、平成22年4月より第1期供用開始となる公共下水道について、実際の運用、とりわけ住民が負担する下水道使用料について定めるものであります。この下水道事業そのものについて、私どもは自治体が行う事業としての妥当性、とりわけ長期にわたり市民生活に、そして市の財政運営に大きくかかわるものとしてさまざまな問題があると指摘をさせていただきましたが、いまだその問題点は払拭されるには至っておりません。

今回、市側から下水道計画の計画期間の見直し、平成50年までの延長、財政計画の大幅な見直し等が発表されたわけでありまして、その中身は、例えば下水道施設の減価償却の問題でも、単純に耐用年数を50年として計算しても年間5億7,000万円近くの費用の発生が予想されますが、こういった下水道の維持管理に関する問題が考慮されておらず、事業としての持続可能性に疑問を残すものとなっております。

今回の条例での最大の問題は、下水道使用料の設定であります。これも既に指摘をさせていただきましたとおり、都市計画決定されました平成14年10月には1立方当たり125円とされ、これで計画がスタートしたわけでありまして。今回、1立方メートル157円50銭というこ

とで、30立方使う普通の一般的な家庭の負担は月に4,725円となり、海部南部水道の水道料金と合わせますと1万円を超える毎月の負担となってまいります。市側の説明では、受益者負担は徴収しないからと言ってみえますが、使用料は永年にわたって支払うものであり、個々の市民の家計に対する影響は大変に大きなものがあると考えます。

また、以前から市民の皆さんの間では、宅内配管は自分のお金でやらなきゃならない。その上高い使用料ではとてもやっていけない、そんな声も上げられております。この使用料の問題一つとっても、まだまだ市民の合意を得るためのしっかりとした議論が尽くされているとはとても思えません。市民の声をよく聞いて行政を進めていくという立場に立つのであれば、もっと時間をかけ、市民にしっかりと説明をし、市民の疑問にしっかりと答え、その上で市としての方向を決めていく、そういうやり方が求められてくると思います。

したがって、今回、そういった市民の合意という点で必要な手だてがとられていないと判断し、この条例には反対をするものであります。

議長（黒宮喜四美君） 次に、三宮十五郎議員、お願いします。

12番（三宮十五郎君） 私は、日本共産党弥富市議団を代表いたしまして、平成21年度弥富市一般会計予算及び特別会計予算について、賛成討論を行うものでございます。

先週木曜日に市内の各小学校の卒業式が一斉に行われました。私は、地元の弥生小学校の卒業式に参加をさせていただきましたが、先生と児童、保護者の思いがしっかりと溶け合った大変温かく、素晴らしい式に参加をさせていただきました。こんな市民の皆さんと一緒にまちづくりを進めることができることを大変誇りに思い、この子供たちが安心して勉学に励み成長し、温かく受け入れられる社会をつくるために一層力を尽くさなければと、決意を新たにしていまいりました。

少子化・核家族化が進行する中で、子育て支援、保育、学校教育の充実は、早くからこの地域の皆さんの共通の願いであり、その時々市長や議会も一番力を入れてきたことですが、新年度予算では、防災対策などとあわせて、桜小のマンモス化解消のための分離校建設への準備、弥生保育所の全面改築とあわせて、すべての中学校区に子育て支援センターを設けることが明らかにされるなど、際立った取り組みとなりまして、市民の皆さんから大変歓迎をされております。

また、この議会審議を通じまして、税以外の市民に対する徴収も統括しております税務課長から、地方税法に基づく滞納処分の停止の決定を行い、市民に通知していくということの表明がございました。これは、最低生活費非課税、健康で文化的な最低生活の保障という憲法や地方税法の定めに基づいた市民の権利を具体的に保障する方向に一步踏み出したものでございます。行政が定めて徴収する下水道料も含めまして各料金等の徴収は、地方税法との定めに基づくものでございまして、今回改正されました市税、国保税、介護保険料などにつ

いても、さらに合理的な改善を進める大きな物差しの一つとなるものと確信をいたしております。

小泉改革と言われるようになってから、大企業や大資産家には年間7兆円もの新たな減税を行う一方で、税や社会保険料、医療費、教育費などの改悪で、庶民には年間12兆7,000億円もの負担増を押しつけ、国民の暮らしの安全装置が次々と壊されているときだけに、市民の暮らしと一番近い政治の場でございます市でこうした改善が行われることが、今、何よりも強く求められております。

新年度に予定されております男女共同参画推進のための基本計画策定に当たっては、市として初めての公募委員の募集についても触れられましたが、「市民とともに、市民のための市政を」という立場を一層強められるためにも、市の各種基本計画の策定段階から広く市民参加と公開を貫き、市民の皆さんの意見に一層耳を傾けてつくっていく、そういう市政運営をさらに強められることを強く期待するものでございます。

市民本位の市政運営を進める上で、財政問題についても述べさせていただきます。

旧弥富町は、平成10年前後には市の長期債務よりも積立金の方が多く、事実上債務ゼロの状態もございましたが、本年度末には一般会計と農業集落排水、公共下水道の二つの特別会計を合わせた長期債務は144億8,000万円となる見通しでございます。そのうち一般会計の52億8,000万円は、臨時財政対策債を初めとする交付税の附属分などとして借りたものであり、また下水や教育費などの債務の中にも交付税で補てんされていく仕組みがあったものがあり、全体の60%近くは交付税で補てんされる性質を持ったものでございました。その後、国の制度改正によりまして弥富市は財政力が上がり、交付税をもらえない不交付団体となったからとしまして、当面、全債務を市民の皆さんの税金で返済することになっております。

市町村の実際の財政力は、財政力指数と標準財政規模という、そのときの事業や借金などにあまり影響を受けにくい税収と、国からの交付金などの基本的な収入であらわされますが、財政力指数0.81でございました平成12年度の弥富町と財政力指数1.09の19年度弥富市の人口1人当たりの標準財政規模を比べますと、国からの補助負担金などの影響も含めて考えますと、事実上の費用はほとんど変わらないものでございます。弥富市の財政力が上がったというのは、地方に対する財政支援の基準を国が一方的に切り下げたためです。もともと、税収は国が60%、地方が40%、仕事は国が40%、地方が60%という関係にふさわしい税と財源の確保のために、地方の各団体と力を合わせ、こうした不合理の是正と、とりわけ今不況のもとで苦しんでおります地方と市民の暮らしを守るために、こうした不合理を改め、合理的なものに改めるための市長のイニシアチブの発揮を強く求めるものでございます。

次に、介護保険特別会計の問題で、一言申し上げたいと思います。

今回、私どもが介護保険制度や特別会計の問題をしつこく取り上げた最大の理由は、市町

村が、あるいは県が予算を編成して印刷をした後に国が大幅な制度の改正を行いまして、都道府県を通じて市町村に通知をしてきたことがございました。とりわけ介護認定の基準の大きな改正は、予算と市民の介護を受ける条件を大きく変更するものであります。

例えば、従来「座れる」というのは車いすに10分以上座ることができる人を「座れる」としておりましたが、今回は1分以上座っておれば「座れる」ということで、どんどん介護の必要性がないという方向にする仕組みがしっかりと導入されております。しかも、こうした決定を地方や介護を受ける人たちの代表の意見をほとんど聞かず、大きな銀行やそういうところの代表によって決められたということは、私は大変残念なことであると同時に、予算を決めて執行する、とりわけ市民と直接かかわっている地方自治体の予算編成権や、こうした事務事業に対する市民との関係を大きく損なうものでございます。

もともと3期の介護保険料も、私たちはこの3期の予算を決める直前の10月に決めたものでございますが、この計画が進められれば、従来に比べて介護の給付はかなり引き下げられるであろうという懸念をしておりました。そのことを何遍も申し上げたわけではありますが、当時、弥富町は、私たちの申し入れに対して、積立金を2,000万円取り崩して、なるべく介護保険を上げないようにするということを表明されて3年間の計画を決定されましたが、実際には2,000万円取り崩さなかったばかりか、恐らく6,000万円を超える新たな皆さんの保険料を使い残しておりまして、これが今期の介護保険事業を決めるために1億100万円を取り崩して、今回は保険料の値上げをしない、一部引き下げるということを決められました。しかし、今、国が言っているような方向でもし進められれば、一層私はこの予算や事業に大きな狂いが出、市民の皆さんと行政の信頼関係はまたまた損なわれる懸念がございます。

したがって、繰り返し申し上げてまいりましたが、ぜひこうしたやり方を根本から改めて、本当に行政と市民が力を合わせてまちづくりを進められるようにしていくためにも、こうした予算編成の後に制度の大幅な改変をするようなやり方を二度と行わないように、ぜひ市や市長から関係団体と一緒に国に申し出ていただきたい。こんなことがされるなら、統治能力そのものが喪失していると言われても仕方がない状態でありますので、何としても今後こういう事態にならないような手だてをとっていただきたいということを強くお願いをしておきたいと思っております。

次に、下水道の特別会計のことで、一言申し上げておきたいと思っております。

先日、これは建設経済委員会の審査の中で見直しの財政計画が示されましたが、従来、私どもが申し上げております、実際に水道や下水道などのこういう事業に対しては当然施設の改修というんですか、改築の費用、減価償却費という形で賄われていく、あるいは料金にそういうものも含めて算入していく仕組みになっておりますが、どういうわけか、一向にこの問題が計画時から明らかにされませんし、今回もまた明らかにされておらず、市の計画の中



では、平成65年、事業着手から52年目にその年間の収支はとんとんになり、その後は料金を引き下げることにも可能であるようなグラフも示されました。

ここで、この全体事業の収支について簡単に見てみますと、収入につきましては、国・県の補助金が106億円余り、起債が164億円余り、下水道使用料が36億9,000万円余り、一般会計の補てんが136億円余り。これに対して建設費が286億円余り、起債償還費が256億円余り、維持管理費が189億円余りとなっておりますが、考えられる設備投資に対して、最低の2%という形で減価償却費を設定しますと、何と建設費を上回る288億円もの減価償却費が考えられます。この収支を合わせますと、最終年度の平成65年にはまだ240億円余りの累積欠損があるという状態でありまして、行政としてこういう事業を行う場合は、実際の収支の状況をきちんと議会や市民に説明をしていく、粛々と進めるということを市長はおっしゃられましたが、それでは済まない問題が、予測とあまり変わらない状況であればそれはそうだと思いますが、本当に子や孫の世代に重大な負担を残す、あるいは将来財政破綻が生じるような問題がもしあるとすれば、私は英断を持って必要な見直しをしなければならぬと思いますが、いずれにいたしましても、市自身の手によりまして、将来見通しについて具体的に明らかにしていただくことは避けて通れない問題であると思います。

今回の予算には賛成をする立場でございますが、こうした問題についてきちんと解明することは、私は仮に前政権から受け継いだ問題でありまして、これは市長と議会を含めて市民に対する責務を果たすことであると思いますので、ぜひ市の責任で実際の将来負担がどうなるかということ具体的に明らかにし、そんなに問題がないことであれば、まさに市長がおっしゃられたように粛々と進めていただければいいことでございますし、大きな問題があれば、財政破綻をもし招くような懸念があるようなことでしたら、やはり市民と相談をしていただくということが避けて通れない問題であると思いますので、こうした立場を表明いたしまして、本年度につきましては全予算に賛成しているということを表明して、討論を終わらせていただきます。

議長（黒宮喜四美君） ほかに討論の方はありませんか。

小坂井議員。

4番（小坂井 実君） 小坂井でございます。

議案第26号弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について、賛成討論をいたします。

現在、世界を覆う大不況に当たり、日本じゅうの自治体は税収の落ち込みにあえぐ中、自主財源確保のため、弥富市といたしまして数少ない元気のある企業をよその市町村に取られることなく、この条例改正を推進したいと思っております。企業立地の促進のため、条例の有効期限を延長する等のためであり、企業誘致により得られる効果としては、関連産業の集

積などによる地域経済の活性化、雇用機会の確保と拡大、税収の増加などがあり、安定した市税の収入確保のために極めて重要であり、必要であるため、賛成をいたします。終わります。

議長（黒宮喜四美君） ほかに討論の方はありますか。

佐藤高清議員。

5番（佐藤高清君） 5番 佐藤高清です。

議案第28号について、賛成の討論をさせていただきます。

議案第28号弥富市下水道条例の制定について、賛成討論をいたします。

この条例は、海部地域3市5町を一体として推進されております日光川下流流域下水道の一員として、弥富市において公共下水道を供用開始させるには必要な条例であります。

下水道事業は、私たちの地域の水路や河川といったような身近な生活環境や衛生環境を向上させるものであり、伊勢湾で問題となっております赤潮発生に対する水質浄化対策としても大きく貢献する重要な事業であります。また、弥富市総合計画においても、下水道整備に対する市民の方々の期待度は非常に高いものであると感じております。財政状況など大変厳しい折ではありますが、ぜひこの下水道の整備を推進していただくことを要望いたしまして、この条例制定の賛成討論とさせていただきます。

議長（黒宮喜四美君） 他に討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、議案第1号から議案第25号までの25件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第25号までの25件は原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第26号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（黒宮喜四美君） 賛成起立多数と認めます。

よって、議案第26号は原案どおり可決決定しました。

次に、議案第27号は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第28号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（黒宮喜四美君） 賛成起立多数と認めます。

よって、議案第28号は原案どおり可決決定しました。

次に、議案第29号から議案第41号までの12件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号から議案第41号までの12件は原案どおり可決することに決定しました。

~~~~~

日程第45 同意第1号 副市長の選任について

議長（黒宮喜四美君） 日程第45、同意第1号を一括議題とします。

大木博雄君の退場を求めます。

〔大木博雄君 退場〕

議長（黒宮喜四美君） 服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 本日、提案を申し上げ、御審議いただきます議案は同意案件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第1号副市長の選任につきましては、加藤恒夫氏が平成21年4月10日任期満了のため、その後任者として、弥富市平島町東勘助36番地1、大木博雄氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定しました。

大木博雄君の入場を求めます。

〔大木博雄君 入場〕

議長（黒宮喜四美君） 大木教育長から発言を求められておりますので、これより発言を許します。

大木教育長。

教育長（大木博雄君） ただいまは、御同意をいただきまして、本当にありがとうございました。

副市長という職責に、大変身の引き締まる思いがいたします。微力ではありますが、弥富市行政のために一生懸命努めさせていただきますので、どうぞ御指導のほどよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

~~~~~

日程第46 教育委員会委員の任命について

議長（黒宮喜四美君） 日程第46、同意第2号を議題といたします。

下里博昭君の退場を求めます。

〔下里博昭君 退場〕

議長（黒宮喜四美君） 服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 次に、同意第2号教育委員会委員の任命につきましては、弥富市鎌島六丁目23番地、下里博昭氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定しました。

下里博昭君の入場を求めます。

〔下里博昭君 入場〕

議長（黒宮喜四美君） 下里総務部長から発言を求められておりますので、これより発言を許します。

下里部長。

総務部長（下里博昭君） ただいまは、教育委員に御同意をいただきまして、まことにありがとうございました。

身に余る光栄であり、心から感謝を申し上げます。弥富市教育の発展のために、将来を担う子供たちのために、微力ではございますが、誠心誠意努める所存でございます。どうか今後とも一層の御指導・御鞭撻を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。ありがとうございました。

~~~~~

日程第47 閉会中の継続審査について

議長（黒宮喜四美君） 日程第47、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出どおり決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

これをもって、平成21年第1回弥富市議会定例会を閉会します。大変御苦労さまでした。

~~~~~

午後3時10分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒宮喜四美

同 議員 小坂井 実

同 議員 佐藤 高 清